

経営者保証コーディネーター 資格要件、業務内容等

1 資格要件

以下の（1）～（5）いずれかに該当する者であること

- （1）中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他プッシュ型事業承継支援高度化事業に必要と考えられる公的資格を有する者。
- （2）金融機関において、5年以上の実務経験を有する者。
- （3）会社等の財務担当責任者等として10年以上の実務経験を有する者。
- （4）資金調達、経営診断等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者。
- （5）上記（1）～（4）に準ずる能力を有する者。

2 業務内容

事業承継時の経営者保証解除に向けた支援（以下、「経営者保証業務」という。）に係る次の業務

- （1）案件全体の工程管理。
- （2）道内支援機関等への訪問等による業務内容の普及啓発。
- （3）道内中小企業等からの相談・問い合わせ等への対応。
- （4）道内中小企業等からの支援申請受付及び経営者保証に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の充足状況確認。
- （5）ガイドライン充足時の「事業承継時判断材料チェックシート」の発行、金融機関との目線合わせに係る支援ニーズの確認、目線合わせへの同席対応または専門家派遣の対応。
- （6）ガイドライン未充足時の内容説明及び改善意向があった場合の適切な支援機関等の提案・取次ぎ対応。
- （7）目線合わせ実施後の結果確認。

3 業務理解・処理

- （1）北海道事業承継コーディネーター、札幌と道内6地域に配置する経営者保証支援コーディネーター及び事業承継支援ブロックコーディネーターと連携し、円滑に業務が実施できる。
- （2）行政機関、地域金融機関、経済団体等との調整を円滑に行い、ネットワークの構築ができる。
- （3）経営者保証業務の普及啓発を行い、成功事例・専門家情報・各種施策情報等、必要な情報の収集・提供ができる。
- （4）組織の業務を行う上で必要となる社会経済、政策上の知見があり、中小企業・小規模事業者の価値向上を実現するための見解・判断力を有している。